

平成19年11月20日

九州運輸局 地域公共交通活性化・再生本部（支部）の設置

政府全体として「地域活性化」が主要課題に取り上げられる中、「地域公共交通の活性化・再生」は、その1分野として重要な位置を占めています。

本年10月1日より「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、この法律に基づき、地域公共交通の活性化・再生に向けて、主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援していくこととしています。

九州地域においても、人口減少・少子高齢化、自家用車への過度な依存が進む中、各地において、地域住民の移動手段の確保、観光振興・まちづくりの基盤整備等の観点から地域公共交通の活性化・再生に取り組む動きがあります。

九州運輸局としては、これまで以上に、各地域で課題となっている具体的案件に直接的に関わり、地域公共交通の活性化・再生に向けて「頑張る地域」、「頑張ろうとしている地域」に対して、積極的に支援していくため、局内各部を横断する体制を整備し、輸送モードにとらわれない横断的な形で、本局各部、各運輸支局や海事事務所も一体となって支援していく体制として、11月12日（月）本局に「地域公共交通活性化・再生本部」を、各運輸支局等に「地域公共交通活性化・再生支部」を設置したところです。

また、11月16日（金）には、「九州運輸局地域公共交通活性化・再生本部」第1回会議を開催し、今後の各地域に対する支援体制・内容について検討を開始したところであり、今後、ワーキンググループにおいて、具体的に検討を進めていくこととしています。

<問い合わせ先>

九州運輸局 企画観光部 交通企画課
担当 大塚、須藤
電話 092-472-2315

九州運輸局地域公共交通活性化・再生本部・支部の設置について

本部体制

(2ヶ月に1回程度開催)

本部長(局長)

副本部長(局次長)

総務部長

企画観光部長

交通環境部長

鉄道部長

自動車交通部長

自動車技術安全部長

海事振興部長

海上安全環境部長

企画観光部交通企画課長

(事務局:交通企画課)

<本部設置の目的>

局内各部を横断する体制を整備し、輸送モードにとらわれない横断的な形で、地域公共交通の活性化・再生に向けた効果的かつ実効性のある支援体制の整備を確立する。

<本部の具体的取組>

- ・地域公共交通の活性化・再生に関する各部施策等の情報共有
- ・ワーキンググループ(WG)からの報告聴取及びWG開催に係る指導、助言等

情報共有

WG体制(随時開催)

総務部	:	総務課長、広報対策官、安全防災・危機管理調整官
企画観光部	:	交通企画課長(総括)、国際観光課長、観光地域振興課長
交通環境部	:	環境課長、消費者行政・情報課長、物流課長
鉄道部	:	計画課長
自動車交通部	:	旅客第一課長、旅客第二課長
自動車技術安全部	:	管理課長
海事振興部	:	旅客課長
海上安全環境部	:	監理課長

地域公共交通の活性化・再生に向け、情報共有・意見交換体制の整備、具体的支援案件の掘り起こし、具体的事業を進める人材の育成支援等、情報発信・広報の強化、情報収集の強化等を具体的に検討。

情報共有

<支部設置の目的>

支局内各担当を横断する体制を整備し、各地域における具体的な地域公共交通の活性化・再生に関する取組を積極的かつ具体的に関与し、支援する。

支部体制

支部長:支局長 副支部長:次長等 支部員:関係する各首席運輸企画専門官
事務責任者:首席運輸企画専門官(企画・調整担当)

自治体との連携の強化、各地域での問題点の把握、交通事業者情報の聴取等を行い、具体的案件に関与。

九州運輸局

情報共有・意見交換体制の整備
～ の項目すべてについて

地方交通審議会の審議事項
来年度重点施策、施策メニュー
等の検討に反映。

具体的支援案件の掘り起こし

- ・公共交通活性化総合プログラムの発展
- ・地域公共交通活性化・再生法の活用 等

具体的事業を進める人材の育成支援等

- ・自治体担当者へのノウハウの提供
- ・交通アドバイザーの選定、活用 等

情報発信・広報の強化(支援内容の周知)

- ・局ホームページ等の更なる活用
- ・トップセールスの展開
- ・出前講座、モビリティマネジメント 等

情報収集の強化(支援要望・意見の受付)

- ・相談申込書の活用
- ・トップセールスでの相談受付 等

各地域

県・政令市

市町村

交通事業者

学識者・コンサル

その他関係者

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

- 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 -

平成19年5月25日公布
平成19年10月1日施行

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

協議会

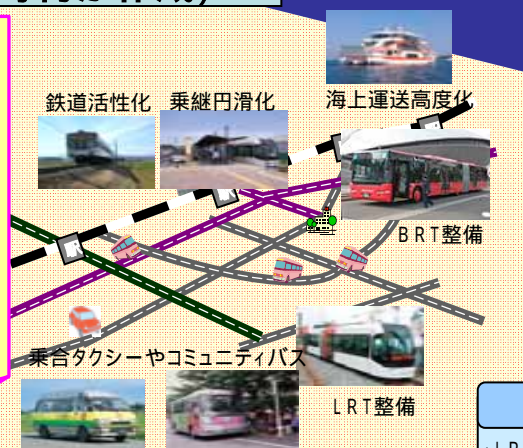
市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等

鉄道、軌道、バス、
タクシー、旅客船等

- 協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画（市町村が作成）

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通の1つまたは複数の課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



- #### 予算等
- 計画策定経費支援
 - 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
 - 地方債の配慮
 - 情報、ノウハウの提供
 - 人材育成 等

法律上の特例措置

- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

「地域」の広さは、市町村域全体または一部、複数の市町村にまたがるもの、どれでも可。取り扱う輸送モードは、1つまたは複数どちらでも可。

連携計画に定めた地域公共交通特定事業〔LRTの整備・BRTの整備、オムニバスタウンの推進・海上運送サービスの改善・乗継の改善・地方鉄道の再生〕の実施計画（交通事業者が認定等の申請）

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム